

日証協（債）10第404号
平成11年3月5日

債 券 部 長 殿
登録等証券業務担当部長 殿

日 本 証 券 業 協 会
債券部長 小 西 幸 雄

「債券等の着地取引の取扱いについて」（平4.7.30
理事会決議）に規定する「約定日から受渡日までの
期間が1か月以上」の解釈について

御高承のとおり、債券等の着地取引につきましては、本協会の「債券等の着地取引の取扱いについて」（平4.7.30 理事会決議）において、「協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日から受渡日までの期間が1か月以上となる取引」と定義しております。

本協会では、これまで着地取引について、民法143条（暦による計算）を根拠に「受渡日が約定日の翌月の応当日前日以降の取引」と解釈しておりましたが、今般、主な金融取引において「1か月」の期間の考え方が「約定日の翌月の応当日」となっていること等を踏まえ、今後は、同法140条（期間の起算点）の規定も参考のうえ下記のとおり解釈することといたしましたので、取り急ぎ御通知申し上げます。

つきましては、協会員各社におかれてましては、今後は債券等の着地取引を行うに当たっては、この取扱いを十分留意されるよう関係部署に対しましても御周知方お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

着地取引については、「受渡日が約定日の翌月の応当日以降となる取引」とする。

（例）

約 定 日	受 渡 日	着 地 取 引
平成11年3月2日(火)	平成11年4月1日(木) 以前	該当しない
同 上	4月2日(金) 以降	該当する

以 上

本件に関するお問い合わせ先 … 債券部（TEL. 03-3667-8456）

民法（抜萃）

第140条（期間の起算点） 期間を定むるに日、週、月又は年を以てしたるときは期間の初日は之を算入せず但其期間が午前零時より始まるときは此限に在らず

第143条（暦による計算） 期間を定むるに週、月又は年を以てしたるときは暦に従ひて之を算す

② 週、月又は年の始より期間を起算せさるときは其期間は最後の週、月又は年に於て其起算日に応当する日の前日を以て満了す但月又は年を以て期間を定めたる場合に於て最後の月に応当日なきときは其月の末日を以て満期日とす